(i)　日本国からの申請者については、入院、遺体の送還及び衛生上の理由による送還を含め、受入国における滞在中有効な包括的な健康保険に加入すること。アルゼンチン共和国からの申請者については、国民健康保険に加入する誓約書を提出し、又は類似の保険に加入すること。

(j)　犯罪経歴を有しないこと。

(k)　受入国への入国に際し、その他の全ての法的な要件を満たすこと。

2　(a)　ワーキング・ホリデー査証の取得を希望する派遣国の国民は、派遣国の領域に所在する受入国の大使館又は領事館において申請することが必要とされる。必要な場合には、申請者は、資格を決定するために同大使館又は領事館の代表者による面接を受ける。

(b)　各当事国政府は、相互主義に基づき、この協力覚書の開始前に他方の国の国民に年間に発給する査証の最大数を決定し、必要に応じ、その数を変更し、他方の当事国政府に対し、外交上の経路を通じて通報する。

3　(a)　各当事国政府は、有効なワーキング・ホリデー査証を所持する派遣国の国民に対し、最初の入国の日から一年までの期間、受入国における滞在を許可し、かつ、旅行資金を補うための休暇の付随的な活動として、受入国において効力を有する法令に従って就労許可なく就労することを認める。派遣国の国民は、許可された期限を超えて滞在を延長すること又は滞在中に滞在資格を変更することはできない。

(b)　本制度の参加者は、他方の国の言語、文化又は生活様式を学ぶ目的で、一又は複数の短期間の講座に参加することができる。日本国からの本制度の参加者は、アルゼンチン共和国における滞在の全期間のうち六箇月を超えて、同一の雇用者の下で就労しない。

4　受入国の領域に入国した派遣国の国民は、受入国に滞在する間、受入国の領域において効力を有する法令に従う。

5　各当事国政府は、それぞれの国の法令に従い、本制度の枠内において行われる個別の査証申請を承認せず、本制度の参加者の受入国の領域への入国を拒否し、又は本制度の枠内において入国した参加者を帰国させる権利を留保する。1に基づいて行われる査証申請は、申請者が日本語又はスペイン語の知識を十分に有しないという理由のみをもって拒否されない。

6　この協力覚書の修正は、修正が開始される日を特定し、外交上の経路を通じた両当事国政府の同意によって行われる。

7　いずれの当事国政府も、安全保障、公衆衛生、出入国管理上の危険性又は公の秩序を理由として前記の諸措置の全部又は一部を停止又は終了することができる。この場合には、当該当事国政府は、他方の当事国政府に対し、その停止又は終了が発生する日の遅くとも三箇月前までにその決定を通報する。

8　この協力覚書に基づく諸措置の全部又は一部の停止又は終了は、その停止又は終了の時点において有効なワーキング・ホリデー査証又は滞在許可を既に所持する本制度の参加者が受入国の領域に入国し、又は滞在することを妨げない。

9　両当事国政府は、この協力覚書の開始のためのそれぞれの国内手続の完了を外交上の経路を通じて相互に通報する。当該通報には、2(b)にいう発給される査証の数が含まれる。この協力覚書は、いずれか遅い方の通報が受領された日の後三十日で開始される。

二千十七年五月十九日に東京で、ひとしい意義を有する日本語、スペイン語及び英語による本書二通に署名した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
　蘭浦健太郎
アルゼンチン共和国政府のために
　スサナ・マルコーラ

○財務省告示第二百六十六号

寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）第四号の規定に基づき、各都道府県共同募金会が平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する。

平成二十九年九月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

社会福祉事業又は更生保護事業を行うことを主たる目的とする者のこれらの事業の用に供される土地、建物及び機械その他の設備の取得若しくは改良の費用又はこれらの事業に係る経常的経費に充てるための寄附金

○財務省告示第二百六十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年八月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十九年九月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年八月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	三五・五トン
三	一一トン
四	二三、一三八トン
五	二二○トン
六	一トン
七	四トン
八	五トン
九	一八、四二八トン
一○	三、三○九トン
一一	四、四八七トン
一二	三一、四八九トン
一三	二、五四四、四四一トン
一四	四七九、○六六トン
一四の二	二八二、四一二トン
一五	二八九トン
一六	七、四○一トン
一七	六四、一七八トン
一八	六、五○七トン
一九	七四二トン
二○	一二三トン
二一	一五、二二二トン
二二	一六八トン
二三	二、三九二トン
二四	三四トン
二五	○トン
二六	七七三トン
二七	四、一九四トン
二八	二トン
二九	一八○トン

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年八月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	二、四二四、八七二トン
一四	九七、四六六トン